

2021 年度第 2 回宇宙法規範研究会

日本の宇宙資源法について

JAXA／宇宙法研究センター研究員／弁護士

武藤義行

アブストラクト：

宇宙資源の所有権取得を認める日本の国内法として、宇宙資源法が制定された。宇宙資源の採掘等を許可制として国際協調主義を反映し、所有権取得の要件と効果を明示して法的な予測可能性をもたらす民間事業者の宇宙活動を促進すると評価できる。

宇宙資源法第 5 条の法的性質については、物権の得喪について準拠法を定める法の適用に関する通則法（以下「通則法」という。）第 13 条第 2 項にいう「所在地法」が存在しない宇宙空間での最密接関係地法としての国内法の適用の有無、国内法が適用される場合における民法第 239 条第 1 項との関係を整理する必要がある。適法に取得した宇宙資源の所有権の行使については、通則法第 13 条第 1 項にいう「所在地法」の検討を要する。許可制の運用に際しては、他国との情報共有の方法、宇宙条約第 2 条との関係で採掘拠点の占拠範囲や期間の検討を要する。

これらの課題検討が、国際協調主義及び民間事業者の法的な予測可能性の向上に資すると考える。